

2022年9月7日

各位

会 社 名 オージックグループ株式会社
(コード番号 6168 TOKYO PRO Market)
代 表 者 名 代表取締役社長 田中 文彦
問 い 合 わ せ 先 取締役経営企画室長 金田 善雄
電 話 番 号 072-965-1011
U R L <http://www.ogicgroup.co.jp/>

定款一部変更に関するお知らせ

当社は本日開催の取締役会において、本年9月28日開催予定の定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので下記の通りお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

(1)取締役会におけるモニタリング機能の強化とコーポレート・ガバナンスの充実を図り、会社経営の透明性及び迅速かつ果断な権限移譲を可能とする監査等委員会設置会社への移行及び会計監査人設置会社へ移行いたしたく、監査等委員会・監査等委員及び会計監査人に関する規定の新設、また監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

(2)「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が本年9月1日に施行されたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨の規定及び書面交付請求を行った株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

(3)当社の今後の事業戦略に合わせて、定款記載の事業内容の見直しと追記を行うものです。

(4)株主の皆様への利益配分の機会を充実させるため、中間配当の基準日を定めるものです。

(5)上記の変更に伴い、条数の整備等の所要の変更を行うものです。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙の通りです。

以上

(別紙 定款変更の内容)

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>国内外において次の事業を営む会社の株式または事業体の持分を</u> <u>取得・所有することにより、当該会社・事業体の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) 金属加工業 (2) 精密機械 部品 の加工及び製造 (3) 建設機械、産業機械、その他各種機械及びその部品類の設計、製造、加工及び販売 (4) 自動車部品の製造 (5) 各種鉄工製品に加工製作 (6) 機械用金属配管部品の製造 (7) 金属プレス加工 (8) 金属塑性加工 (9) 一般機械加工 (10) ガス溶接 (11) 電気溶接 (12) 光通信機器・衛星通信機器等の各種通信機器及びその部品の製造 (13) 家庭用電気機械器具及びその部品の製造 (14) 精密機械部品の製造</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行通り)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、<u>次に掲げる事業を営む会社 (外国会社を含む)、組合 (外国における組合に相当するものを含む) その他これに準ずる事業体の株式又は持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) ~ 2 (3) (現行通り)</p>

<p>(15) 歯車及び伝動装置の販売 (16) 一般労働者派遣事業及び特定労働者派遣事業 (17) 上記に付随する一切の業務</p> <p>2 当社は前項各号の事業並びに以下の事業及びこれを付帯する又は関連する一切の業務を営むことができる。</p> <p>(1) グループ会社等の経営企画、総務、人事、財務関連業務及びその他必要と認めた業務 (2) グループ会社等を対象とした資金の集中、配分関連業務、貸付業務及び余剰資金運用業務 (3) グループ会社等を対象とした不動産の売買、賃貸、仲介、管理業務 (新設)</p> <p>第3条～第4条 (条文省略)</p> <p>(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> (新設)</p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (条文省略)</p>	<p>(4) <u>企業経営・人材育成に関する教育、研修及びコンサルティング業務</u></p> <p>第3条～第4条 (現行通り)</p> <p>(機関の設置) 第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 <u>(1) 取締役会</u> <u>(2) 監査等委員会</u> <u>(3) 会計監査人</u></p> <p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第11条 (現行通り)</p>
--	---

<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>議決権を行使することができる株主</u>の議</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条～第14条 (現行通り)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条</u> (削除)</p> <p><u>(株主総会参考資料等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第15条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、 電子提供制度措置をとるものとする。</p> <p><u>2 当社は、電子提供制度措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、<u>出席した議決権を行使することができる</u></p>
--	---

<p>決権の過半数を有する株主が出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>第17条～第18条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の<u>取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>2 (新設)</p> <p>(選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>2</u> 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>2 (現行通り)</p> <p>第17条～第18条 (現行通り)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、<u>5名以内とする。</u></p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>(選任及び解任の方法)</p> <p>第20条 (現行通り)</p> <p>2 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任するものとする。</u></p> <p>3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。</p> <p>4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任すること</p>
---	---

<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 (新設)</p> <p>3 (新設)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>会社を代表すべき取締役は、取締役会の決議で定める。</u></p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 取締役会の決議により、取締役の中から<u>取締役副社長、専務取締役及び常務取締役</u>を選定することができる。</p> <p>4 (条文省略)</p>	<p>ができる。</p> <p>(任期) 第21条 <u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとする。</u></p> <p>(代表取締役及び役付取締役) 第22条 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く)の中から代表取締役を選定する。</u></p> <p>2 (現行通り)</p> <p>3 取締役会の決議により、取締役(<u>監査等委員である取締役を除く</u>)の中から<u>副社長、専務及び常務</u>を選定することができる。</p> <p>4 (現行通り)</p>
--	--

<p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2 取締役又は監査役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第26条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第27条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」とい</p>	<p>第23条～第24条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の決議等の省略)</p> <p>第25条 (現行通り)</p> <p>2 取締役が取締役の全員に対して取締役会に報告すべき事項(ただし、会社法第363条第2項の規定により報告すべき事項を除く。)を通知したときは、当該事項を取締役会へ報告することを要しない。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p><u>第26条 当会社は、会社法第399条の13号第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役会議事録)</p> <p>第27条 取締役会の議事については、法務省令の定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。</p> <p>第28条 (現行通り)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」とい</p>
---	--

<p>う。)については、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第29条</u> (条文省略)</p> <p><u>第5章 監査役</u></p> <p><u>(員数)</u> <u>第30条</u> 当社の監査役は、3名以内とする。</p> <p><u>(選任及び解任の方法)</u> <u>第31条</u> 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p><u>2</u> 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</p> <p><u>3</u> 補欠監査役の選任決議の定足数は、第1項の規定を準用する。</p> <p><u>4</u> 第2項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議において短縮されない限り、当該決議後4</p>	<p>う。)については、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p><u>第30条</u> (現行通り)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	---

<p><u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p><u>5 監査役の解任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</u></p> <p><u>(任期)</u></p> <p><u>第32条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 補欠により選任した監査役の任期は、その前任の監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第2項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第33条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p><u>(監査役の実任免除)</u></p> <p><u>第34条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除すること</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
---	-------------------------------------

<p>ができる。</p> <p><u>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急を要するときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p><u>第6章 会計監査人</u></p> <p><u>(会計監査人の選任)</u></p> <p><u>第33条 会計監査人は、株主総会の決議によって、選任する。</u></p>
---	---

<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の任期)</u> <u>第34条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(会計監査人の報酬等)</u> <u>第35条 会計監査人の報酬等については、株主総会の決議によって定める代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第<u>6</u>章 計算</p>	<p>第<u>7</u>章 計算</p>
<p><u>第35条</u> (現行通り)</p> <p><u>(剰余金の配当)</u> <u>第36条 当社は、株主総会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者（以下、「株主等」という。）に対して剰余金の配当を行う。</u></p>	<p><u>第36条</u> (現行通り)</p> <p><u>(剰余金の配当の基準日)</u> <u>第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年6月30日とする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(中間配当)</u> <u>2. 当社は、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中</u></p>

<p><u>2.</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(条文省略)</u></p> <p>第<u>37</u>条</p> <p style="text-align: center;">(条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第<u>7</u>章 附則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第<u>38</u>条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>間配当をすることができる。</u></p> <p><u>3.</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(現行通り)</u></p> <p>第<u>38</u>条</p> <p style="text-align: center;">(現行通り)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p>(定款に定めのない事項)</p> <p>第<u>1</u>条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。</p> <p><u>(株主総会資料等の電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p>第<u>2</u>条</p> <p><u>1 2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会とする株主総会については現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>2 本条は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>
---	--